

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後																												
<p>(前 略) (特定有期雇用教職員の定義) 第2条 この規則において「特定有期雇用教職員」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1)～(3) (略) (4) 特定病院助教 任期を付して雇用する教員のうち、医師免許又は歯科医師免許を取得している者であつて、医学部附属病院が定め、総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される者 (5)～(8) (略) (中 略) (他の規則の準用) 第11条 この章に定めるもののほか、特定拠点教員の就業に関する事項については、就業規則(第22条、第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により特定拠点教員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の4まで並びに第34条及び第35条の規定は、この限りでない。 (中 略) (職務内容) 第14条 特定病院助教は、診療及び臨床教育・臨床研究に従事する。 (俸給) 第15条 特定病院助教の俸給月額、別表第4に掲げる額とする。 2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。 (準用) 第16条 第5条第1項及び第2項本文並びに第7条の規定は、特定病院助教に準用する。 (後 略)</p> <p>別表第1～3 (略) 別表第4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">俸給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td style="text-align: right;">350,000 円</td></tr> <tr><td>B</td><td style="text-align: right;">400,000 円</td></tr> <tr><td>C</td><td style="text-align: right;">450,000 円</td></tr> <tr><td>D</td><td style="text-align: right;">500,000 円</td></tr> <tr><td>E</td><td style="text-align: right;">550,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>(後 略)</p>	俸給月額		A	350,000 円	B	400,000 円	C	450,000 円	D	500,000 円	E	550,000 円	<p>(特定有期雇用教職員の定義) 第2条 (同 左)</p> <p>(他の規則の準用) 第11条 この章に定めるもののほか、特定拠点教員の就業に関する事項については、就業規則(第22条、第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により特定拠点教員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の4まで、第33条の6、第34条及び第35条の規定は、この限りでない。 (職務内容) 第14条 第15条 第16条</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1～3 (同 左) 別表第4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">俸給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td style="text-align: right;">350,000 円</td></tr> <tr><td>B</td><td style="text-align: right;">400,000 円</td></tr> <tr><td>C</td><td style="text-align: right;">450,000 円</td></tr> <tr><td>D</td><td style="text-align: right;">500,000 円</td></tr> <tr><td>E</td><td style="text-align: right;">550,000 円</td></tr> <tr><td>F</td><td style="text-align: right;">600,000 円</td></tr> <tr><td>G</td><td style="text-align: right;">650,000 円</td></tr> </tbody> </table>	俸給月額		A	350,000 円	B	400,000 円	C	450,000 円	D	500,000 円	E	550,000 円	F	600,000 円	G	650,000 円
俸給月額																													
A	350,000 円																												
B	400,000 円																												
C	450,000 円																												
D	500,000 円																												
E	550,000 円																												
俸給月額																													
A	350,000 円																												
B	400,000 円																												
C	450,000 円																												
D	500,000 円																												
E	550,000 円																												
F	600,000 円																												
G	650,000 円																												